香芝市告示第　１６８　号

地方税法第１５条の８第２項の規定に基づく差押調書（謄本）を交付すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達が困難なため、地方税法第２０条の２及び香芝市税条例第１８条の規定により、次のとおり公示送達をします。

この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

また、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和７年８月２０日

香芝市長　三橋　和史

送達を受けるべき者

略